

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」
(令和元年6月18日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定) (抄)

1. 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進

(1) 特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等

○ 分野横断的な対応策の実施

特定技能外国人が、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止するため、分野横断的に、以下の措置を講ずる。

- ・外国人受入環境整備交付金による地方への支援
- ・地方で就労することのメリット（生活費の水準等）の周知
- ・都道府県単位での「地域協議会」等の立ち上げ【新規】
- ・制度所管省庁等と連携した相談員に対する体系的な研修の実施
- ・人手不足状況や特定技能外国人の受入れ状況等の情報把握・分析
- ・在留資格変更手続等における何らかの優遇措置の可能性についての検討

あわせて、外国人の受入れ・定着に積極的に取り組む地方公共団体とハローワークが連携し、在留資格「特定技能」で就労を希望する国内外の外国人が、外国人雇用の経験に乏しい中小企業に円滑・適正に就職・定着できるようモデル的な取組みについて検討する。【新規】〔法務省、厚生労働省〕

○ 各分野に応じた対応策の実施

各分野の特性等を踏まえ、特定技能外国人が、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止するため、各分野において、次の措置を講ずる。

- ・入国を希望する者と国内介護施設等のマッチングを実施する都道府県（適切な団体に委託可）に対して、必要な経費を助成する。（介護分野）
- ・技能評価試験合格証明書の発行の際、過度集中地域の受入れ機関からは徴収する費用を引き上げる。（ビルクリーニング分野）【新規】
- ・特定技能外国人の受入れ事業実施のための法人（特定技能外国人受入事業実施法人）を設立し、悪質な引き抜き行為の禁止等を定めた行動規範の作成や、全国の求人求職情報の集約等のマッチング機能を担わせる。（建設分野）【新規】

その他の分野においては、各分野特有の状況等を考慮の上、同様の措置を講ずることを検討する。〔厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省等〕

○ 分野所管省庁における分野横断的な対応の推進

特定技能外国人が、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止するため、制度所管省庁と連携して、各分野特有の状況等を考慮の上、以下の措置を講ずべく必要な検討を行う。

- ・ 技能実習実施地域での就労を促進するための企業と外国人材とのマッチングを行う仕組みの構築
 - ・ 地域における中小事業者間連携の取組への支援
 - ・ 受入れに係る採用、生活環境整備、人材育成等の優良事例の紹介や、共同での起業 PR 活動、宿舎手配、研修等の事業者間の連携を促進するための情報提供
 - ・ 企業・在留外国人に対する地方におけるセミナーの開催
 - ・ 地方における技能評価試験の実施
 - ・ 分野別の協議会等における引き抜き防止の申合せ
- [厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省等]

○ 地方創生推進交付金の活用促進

外国人の受入れ・定着のために地方公共団体が行う施策に対する地方創生推進交付金による支援に関し、外国人が定着している地域の現地調査や有識者の意見等を基に先導的事業の要諦の整理等を行い、地方公共団体に周知して「横展開」を図ることにより、地方創生推進交付金の活用を促進する。[内閣府(地方創生)、法務省、内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部)]

《関連施策番号 15》

○ その他の取組

次の取組については、必ずしも外国人材を対象にしたものではないが、その推進を図ることにより、地域への就労促進に資すると考えられる。

- ・ 住宅紹介等を行う地方の居住支援法人や家賃補助等を行う地方公共団体等の取組に対する地方財政措置を含めた充実した財政支援の実施
- ・ 元請・下請の取引関係の適正化や介護等公定価格でサービス対価が決まる分野における処遇改善等の賃金の引上げに関する取組の推進

[厚生労働省、国土交通省、経済産業省、公正取引委員会]